

千歳市学力向上検討委員会設置要綱

平成 28 年 5 月 13 日教育長決裁

(設置)

第 1 条 千歳市における学力向上検討の推進を図るため、千歳市学力向上検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、学力向上に向けた指導法の改善をはじめとする学校の取組を支援するために、必要な調査及び審議を行うものとする。

(検討委員会の組織等)

第 3 条 検討委員会は、委員 20 名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるものの中から教育委員会が指名する。

- (1) 小学校及び中学校の校長
- (2) 小学校及び中学校の教頭
- (3) 小学校及び中学校の教諭
- (4) 教育委員会事務局の職員

3 委員の任期は、指名の日から毎年度末までとし、再任は妨げない。

4 委員に対する報酬は、支給しない。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第 6 条 検討委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(庶務)

第 7 条 検討委員会の庶務は、教育部学校指導課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 5 月 13 日から施行する。